

長野県告示第638号

次の区域を信州ものづくり産業投資応援条例（平成17年長野県条例第25号）第1条第2項第5号に規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域とします。

平成19年12月25日

長野県知事 村井 仁

下伊那郡高森町山吹3624-5、3624-8、3624-10、3624-11、3630-1、3630-2、3630-11及び3630-13から3630-15まで

ビジネス誘発課

長野県告示第639号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示します。

平成19年12月25日

長野県知事 村井 仁

- 1 作業種類
基本測量（基盤地図情報作成作業）
2 作業期間
平成19年12月20日から平成20年3月24日まで
3 作業地域
長野市

土木政策課

長野県告示第640号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

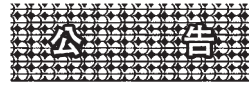
平成19年12月25日

長野県知事 村井 仁

- 1 都市計画の種類及び名称
長野都市計画区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）
2 都市計画を定める土地の区域
(1) 市街化区域
平成17年長野県告示第349号で定めた長野都市計画市街化区域に長野市篠ノ井杵淵字作平及び字大門東の全部、篠ノ井杵淵字堰免、字新田組、字新田前、字古屋敷、字大門西、字味噌田、字碓、字北アンコウ及び字胴合並びに篠ノ井東福寺字上庭及び字上庭前並びに東犀南の各一部を加える。
(2) 市街化調整区域
長野都市計画区域のうち市街化区域を除く区域
3 縦覧場所

長野県土木部都市計画課及び長野市役所

都市計画課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年12月25日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成19年12月4日
2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人きらら
3 代表者の氏名
清水 雅也
4 主たる事務所の所在地
須坂市臥竜1丁目7番17号
5 定款に記載された目的

この法人は、在宅で介護が必要な高齢者その他支援を必要とする人々に対して、住み慣れた地域環境のもとで、まごころのこもった福祉サービス・介護支援事業を行い、すべての人々が安心して生活が維持できるような安らぎと生きがいを感じられる地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年12月25日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成19年12月10日
2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人おもいやり乙女平
3 代表者の氏名
吉田 周平
4 主たる事務所の所在地
東御市滋野736番地128
5 定款に記載された目的

この法人は、住宅であるいは通所で介護の必要な高齢者や障害者、子育てに悩む人々、その他支援を必要とする人々に対して、地域に根ざし、思いやりのある助け合い事業及び通所介護・居宅